

OHIM, 2013 年年報を公表

2014 年 5 月 23 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は、5 月 21 日、2013 年の年報 (Annual Report 2013) を公表した。これによると、共同体商標出願件数が 6%、登録共同体意匠出願数が 3%、それぞれ前年に比べて増加した。

本年報には、OHIM が 2013 年に実施した取組が幅広く紹介されているが、主な内容は以下のとおり。

【共同体商標 (CTM: Community Trade Mark)】

- ・出願件数は、114,427 件 (前年比 6.0% 増, 2012 年は 107,962 件)。
- ・異議申立件数は、17,006 件 (前年比 2.2% 増, 2012 年は 16,634 件)。公告された商標出願に対する異議申立の割合は、最近の 3 年間は 16-17% で安定している。
- ・取消請求件数は、1,398 件 (前年比 11% 増, 2012 年は 1,262 件)。登録商標件数に対する取消請求件数は、近年は 0.2% 以下にとどまっている。
- ・異議申立がなく、出願人の応答が不要な案件について、審査にかかる期間は平均 7.5 日。
- ・公告までの期間は平均 40 日。
- ・登録までの期間は平均で 141 日。
- ・異議決定までの期間は平均で 8 週間。
- ・2014 年には、早期審査 (fast-track) の制度を、意匠だけでなく商標の分野にも拡大する予定である。

【登録共同体意匠 (RCD: Registered Community Design)】

- ・受理意匠件数は、出願数ベースで 23,171 件 (前年比 3.0% 増, 2012 年は 22,500 件)、意匠数ベースで 96,588 意匠 (前年比 4.7% 増, 2012 年は 92,292 意匠)。
- ・無効請求件数は 340 件 (前年比 1.2% 減, 2012 年は 344 件)
- ・登録までの期間は平均で 6 日。98% の出願が 10 日以内に登録され、19% の出願は 48 時間以内に登録された。

【審判 (Appeal)】

- ・審判請求件数は、2,602 件 (前年比 11% 増, 2012 年は 2,339 件)。審決件数は、2,568 件 (前年比 2.2% 増, 2012 年は 2,513 件)。

【その他】

- ・電子出願の割合は，CTM 96%（2012 年は 96%），RCD 80%（2012 年は 78%）。
- ・2013 年の歳入は 1 億 8,900 万ユーロ，歳出は 2 億 900 万ユーロで，2,000 万ユーロの歳出超過。これは主に，本部庁舎の改修と増築の費用のためである。2012 年から 2013 年への繰越 600 万ユーロを考慮すると，1,400 万ユーロの赤字となる。

また，2012 年に欧州委員会から OHIM に移管された，知的財産権の侵害に関する欧州監視部門（European Observatory on Infringements of Intellectual Property）の 2013 年年報も，あわせて公表された。

－ OHIM の 2013 年年報は，以下参照－

[Annual Report 2013 – Office for Harmonization in the Internal Market -](#)

－ 知的財産権の侵害に関する欧州監視部門の 2013 年年報は，以下参照－

[Annual Report 2013 – European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights -](#)

(以上)